

社会福祉法人こーぷ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人こーぷ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事及び監事が理事会や評議員選任・解任委員会に出席したとき、または、監査業務を行ったときは、次により報酬を会議に出席の都度、その場で現金にて手渡しで支払うことができる。各理事への報酬支払については、評議員会にて議決した総額の範囲内にて理事会で定める。尚、旅費交通費は実費弁済する。但し、施設の職員を兼務する役員には、役員等報酬規程は適用せず、当法人の就業規則を適用する。

	1 回につき (※源泉徴収額を差し引いた額)
理事会出席報酬 監査報酬	2,000 円

2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬を会議に出席の都度、その場で現金にて手渡しで支払うことができる。尚、旅費交通費は実費弁済する。

	1 回につき (※源泉徴収額を差し引いた額)
評議員会出席報酬等	2,000 円

第四条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2017 年 3 月 25 日より施行する

この規程は、2018 年 3 月 24 日より施行する（源泉徴収額、兼務者への報酬の変更）

この規程は、2019 年 3 月 30 日より施行する（会の追加と報酬の支払い時期と方法の変更）